

三豊市監査委員告示第3号

平成21年度定例監査の結果に関する報告(第1回)に基づき、措置を講じた旨の通知が三豊市長からあったので、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表します。

平成22年4月13日

三豊市監査委員 糸川 昇

三豊市監査委員 小林 照武

監査の結果に関する報告に基づく措置

監査対象機関 (課名等)	監査の結果 (改善検討事項)	措置の内容
<p>保育所 (子育て支援課)</p>	<p>○公金の管理について 本年度の監査において「現金で保管している」「出納簿等の記帳がされていない」「受領について領収書とは言いがたい不明確なものがある」等の事例が見受けられた。再度、「三豊市会計規則」及び「三豊市出納員規則」、並びに「三豊市公金等に係る預金通帳の保管に関する指針」に基づき、教育現場の統一的な公金管理方法を確立し、適切な事務処理が行われるよう周知徹底を図ること。</p>	<p>早期の実施に向けて改善措置を講じる。</p>
	<p>○ 公印の管理等について 再度、公印台帳に関する通知「2007年10月10日総務課長通知「重要」公印利用申請書」について、及び「2008年11月27日三豊市公印規則の一部改正」を確認し、適正な公印台帳管理と公印使用申請書の運用について周知徹底を図ること。また、教育委員会公印規則第4条別表による公印保管者は所属長となっている。保管者の位置づけと今後の運用について示すこと。</p>	<p>公印台帳（副本）を各保育所に配布し、副本として保管管理する。また現在保管している副本はこれを廃棄する。 公印使用申請書の運用については、平成22年2月9日付け総務課長通知の「公印の使用申請の記載について」を遵守する。</p>

<p>保育所 (子育て支援課)</p>	<p>○財産台帳について 本年度財産台帳について監査したところ、以前同様「公立学校施設台帳」や「学校要覧用見取図」しか整備されていない。各学校施設も含めて、それぞれの施設には、「土地の台帳・敷地の図面（地番、地目、面積）・建物の平面図・異動内容「修繕、増改築」が時系列に記録」されている財産台帳の整備が重要である</p>	<p>早期の財産台帳の整備に向けて改善措置を講じる。</p>
	<p>○物品の購入について 本年度監査においても年度末での購入が多く見受けられた。必要なための予算計上であるならば早期に購入し、有効な活用を図ること。</p>	<p>第 2 四半期終了時に保育所長会において、備品等物品の早期購入を指導し、有効活用を図ることとした。</p>